



日中共同声明日本側案の対中説明

秘密指定解除
情報公開室

(注) 以下は、9月26日午前第1回外相
会談において、高島条約局長が読み上げ
たものである。日本側案については別添
1/中国側「大綱」については別添2をそ
れぞれ参照ありたい。

日本側が準備した日中国交正常化に関する共同声明
案は、先般中国側から非公式に提示された「日中共同
声明文案大綱」を基礎にして、同大綱に示されている
中華人民共和国政府の見解を尊重しつつ、若干の重要
な点に関する日本政府の立場も反映されるように配慮
したものである。以下、中国側の「大綱」と対比しつ
つ、共同声明案本文の各項についての日本側の考えを
説明する。

1 第1項は、中国側の「大綱」と同様に、日中両国
間の戦争状態の終結問題を取り上げている。「大綱」
との相違は、日中両国政府による戦争状態終了の確

極秘

認という形式をとっていること及び戦争状態の終了時期が明示されていないことの2点である。この相違は、日本側としてきわめて重要視する点であるので、この機会に、この問題に関する日本政府の基本的立場を説明し、これに対する中国側の理解を得たいと考える。

日中間の戦争状態終結の問題は、いうまでもなく、日華平和条約に対する双方の基本的立場の相違から生じたものである。この点は、昨日大平大臣から説明したとおりであるが、繰り返し説明したい。中国側が、その一貫した立場から、わが国が台湾との間に結んだ条約にいつさい拘束されないとすることは、日本側としても十分理解しうるところであり、日本政府は、中華人民共和国政府がかかる立場を変更するよう要請するつもりは全くない。しかしながら、

極秘

他方において、日本政府が、自らの意思に基づき締結した条約が無効であつたとの立場をとることは、責任ある政府としてなしうることではなく、日本国民も支持しがたいところである。したがつて、わが国と台湾との間の平和条約が当初から無効であつたとの前提に立つて、今日未だに日中兩國間に法的に戦争状態が存在し、今回発出されるべき共同声明によつて初めて戦争状態終了の合意が成立するとしか解する余地がない表現に日本側が同意することはできない。

第1項の表現は、このような考慮に基づいて書かれたものである。これまでの日中関係に対する法的認識についての双方の立場に関して決着をつけることは必要ではなく、また、可能でもないので、それはそれとして、今後は、日中兩國間に全面的に平和

極秘

関係が存在するという意味で、戦争状態終了の時期を明示することなく、終了の事実を確認することによつて、日中双方の立場の両立がはかれるとの考えである。表現については、中国側の提案をまつてさらに検討したい。

- 2 第2項は、日本政府による中華人民共和国政府の承認であり、中国側の「大綱」第2項の前段に相当する。「大綱」は、まず承認問題を含む中国側の三つの原則的立場に対する日本政府の態度を包括的かつ抽象的に述べた後に、具体的に承認問題に言及する構成をとっているが、日本側は、本項においては、承認問題のみをとり上げ、これに対する日本政府の明確な態度を示すことが適当と信ずるものである。その他の二つの問題（すなわち、台湾問題と日華平和条約問題）については、それぞれ別途に処理する

極秘

こととしたい。中国と諸外国との間の共同声明においても、承認と台湾問題とは切り離して処理されていると承知しているので、このように、三つの問題を個別に解決していく方式については、中国側にも特に異存はないものと考えた次第であるが、昨日の周総理の発言に関連し、この点に関する中国側の見解を伺いたい。

- 3 第3項は、外交関係の開設、大使の交換及び外交使節団の設置に関する日中間の合意に関するものであり、中国側の「大綱」第2項の後段に相当する。

「大綱」に比してその内容がより詳細なものとなつているが、本項の表現は、中国と諸外国との間の共同声明を先例として参考にしたものであるので、特に補足的な説明を要しないであらう。

なお、日中両国間の外交関係開設は、この共同声

極秘

明発出の日と同日付けで行なわれるべきであるとい
うのが日本側の考えであり、中国側も同様の見解と
了解している。

この項の内容は、日中両国政府の正式の合意を必
要とする事項であり、わが方としては、国内手続上、
共同声明とは別個の事務的な合意文書を必要とする
ので、中国側に特に異存がない場合には、別途同趣
旨の簡単な覚書を作成し、共同声明ではこの合意を
確認するという形にしたいと考える。

4 次の第4項は台湾問題に関する部分であり、中国
側の「大綱」別添の「黙約事項」の一に対応する。

すでに中国側も理解しているとおり、日本側は、
日中国交正常化に際しては、いつさい秘密了解のご
とき文書を作るべきではないと考えており、台湾問
題についても、他の項目と同様に、日中双方が合意

しうる表現を見出だし、これを共同声明に含めることとしたい。

台湾問題に関する日本政府の立場については、この機会にこれを要約すれば次のとおりである。

サン・フランシスコ平和条約によつて、台湾に対するすべての権利を放棄したわが国は、台湾の現在の法的地位に関して独自の認定を下す立場にない。中国側が、サン・フランシスコ条約について、日本と異なる見解を有することは十分承知しているが、わが国は、同条約の当事国として、右の立場を崩すことはできない。しかしながら、同時に、カイロ、ポツダム両宣言の経緯に照らせば、台湾は、これらの宣言が意図したところに従い、中国に返還されるべきものであるというのが日本政府の変わらざる見解である。わが国は、また、「中国は一つ」との中

極秘

国の一貫した立場を全面的に尊重するものであり、当然のことながら、台湾を再び日本の領土にしようとか、台湾独立を支援しようといった意図は全くない。したがって、わが国としては、将来台湾が中華人民共和国の領土以外のいかなる法的地位を持つことも予想していない。

このような見地から、日本政府は、台湾が現在中華人民共和国政府とは別個の政権の支配下にあることから生ずる問題は、中国人自身の手により、すなわち、中国の国内問題として解決されるべきものと考えている。他方、わが国は、台湾に存在する国民政府と外交関係を維持している諸国の政策を否認する立場になく、また、米中間の軍事的対決は避けられなくてはならないというのがすべての日本国民の念願である以上、台湾問題はあくまでも平和裡に解決さ

極秘

なくてはならないというのが日本政府の基本的見解である。

共同声明案の第4項第2文の「日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、かつ、これを尊重する。」との表現は、右に述べたような日本側の考えを中国側の立場に対応して簡潔に表わしたものである。

5 中国側の「大綱」第4項に述べられている日中関係に適用されるべき基本原則については、日本側としても、その内容に特に異存がないので、これを若干ふえんした形で第5項において確認することとしたい。

なお、本項後段において、両国間の紛争の平和的解決及び武力不行使と並んで、日中双方が自由に自国の国内制度を選択する固有の権利を相互に尊重す

極秘

る旨をうたっているが、これは、前段で強調されているように、「両国間に平和的かつ友好的関係を恒久的な基礎の上に確立」するためには、日中両国が、それぞれの政治信条に基づき、異なる政治、経済、社会制度を有している事実を相互に認め合い、これを許容するという基本的姿勢がきわめて重要であると考えられるからである。

6 第6項は、中国側の「大綱」第5項と同じ内容であるので、日本側から特に補足すべき点はない。

7 賠償の問題に関する第7項は、本来わが方から提案すべき性質の事項ではないので、括弧内に含めてある。その内容は、中国側の「大綱」第7項とその趣旨において変わりがないが、若干の表現上の修正が行なわれている。すなわち、日本政府は、わが国に対して賠償を求めないとの中華人民共和国政府の

極秘

を率直に評価するものであるが、他方、第1項
の戦争状態終結の問題と全く同様に、日本が台湾と
の間に結んだ平和条約が当初から無効であつたこと
を明白に意味する結果となるような表現が共同声明
の中で用いられることは同意できない。日本側提案
のような法律的ではない表現であれば、日中双方の
基本的立場を害することなく、問題を処理しうると
考えるので、この点について中国側の配慮を期待し
たい。

8 最後の第8項においては、中国側の「大綱」第6
項と第8項を一項にまとめ、国交正常化後日中間に
おいて締結交渉が予想される平和友好条約及びその
他若干の諸取極が例示的にあげられている。本項に
おいて触れられていない他の分野に関する取極につ
いては、日本側として、これを積極的に排除する意

極秘

図はないが、当面その締結の必要性につき確信がえられないのであえて普及しなかつた次第である。

なお、本項に関連して、日本側としては、二つの点について、中国側との間に誤解がないように確認しておきたい。

まず、平和友好条約に関しては、日本側は、中国側が予想している条約の内容を具体的に承知していないが、日本政府としては、この条約が、将来の日中関係がよるべき指針や原則を定める前向きな性格のものである限り、その締結のために適当な時期に中国側の具体的提案をまつて交渉に入ることに異存はない。戦争を含む過去の日中関係の不正常な関係の清算に関連した問題は、今回の話合いとその結果である共同声明によつてすべて処理し、今後にかかる後向きな仕事をいつさい残さないようにしたい。

次に、個個の実務的分野を対象とする取極については、既存の民間ベースの取極がある場合、従来これが果たしてきた役割を否定するものではないが、やはり政府間の取極ということになれば、民間取極の内容をそのまま取り入れることができない場合もありうると考えられるので、政府がこれに拘束されるかのように解される表現を共同声明において用いることは避けたい。

- 9 日華平和条約に関するわが国の基本的立場は、すでに第1項の戦争状態終了の問題に関連して述べたとおりであるが、他方、日中国交正常化が達成されれば、日華平和条約は実質的にその存続意義を完全に失うこととなるので、日本政府としては、今後の日中関係が全く新しい基礎の上に出発することを明確にする意味で、なんらかの適当な方法により同条

約の終了を公けに確認する用意がある。

10 なお、中国側の「大綱」別添の「黙約事項」においては、台湾問題のほかに、わが国と台湾との間の大使館、領事館の相互撤去及び戦後の台湾に対する日本の投資に対する将来の中国側の配慮の2点が言及されているが、このうち第1点に関しては、これが日中国交正常化の必然的帰結と認識しており、妥当な期間内に当然実現されるものであるので、このようなことのために、公表・不公表を問わず、あえて文書を作成する必要はなく、中国側において日本政府を信用してもらいたい。また、第2点に関しても、秘密文書を作成しないとの基本方針に基づき、これを口頭での了解にとどめておくべきものとする。